

第 4 回

水上村農業委員会総会

議 事 錄

令和 7 年 (2025 年) 4 月 11 日
水上村農業委員会

第4回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和7(2025年)4月11日第4回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。(11名)

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	7	山本広樹
2	松田一洋	8	愛甲純一
3	藤原珠美	10	川内ひと実
4	内田真治	11	五家一久
5	尾前重徳	12	川原隆治
6	那須利八		

1. 欠席委員は次のとおりである。(1名)

席番号	氏名
9	椎葉仁吏

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第16号 農地利用集積等促進計画の決定について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の意見について

議案第18号 最適化活動の目標の設定について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和7年4月11日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願ひします。ご着席ください。

総会に入ります前に、令和7年度最初の総会ということで、
村長よりご挨拶いただきたいと思います。

中嶽村長、よろしくお願ひいたします。

村長 (村長挨拶)

事務局 ありがとうございました。中嶽村長におかれましては、公務
のためここで退席されます。

(村長退席)

事務局 続きまして那須会長よりご挨拶をいただきたいと思いますの
でよろしくお願ひいたします。

議長 (会長挨拶)

事務局 那須会長ありがとうございました。
それでは会長改めまして、総会の進行をよろしくお願ひいた
します。

議長 では、ただ今から令和7年第4回農業委員会総会を開会いた
します。
椎葉推進委員より欠席届が出ておりますので、お知らせしま

す。

議事録署名委員を指名します。

2番松田委員、3番藤原委員にお願いします。

それではさっそく議事に入りたいと思います。

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局より説明お願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

2ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山字辰堀にある農地2筆となります。

地目は台帳、現況ともに田、面積は2,157m²です。

場所につきましては3ページの赤枠部分をご覧ください。

神揚公民館の北東側に位置します。

また、4ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

2ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第3条第2項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれか

に該当する場合にはすることができないとされています。
まず、小作地につき小作者以外が取得する場合、
1号の取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、
2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、
3号の信託の引き受けによる取得
4号の譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、
5号の農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。
6号の譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置などから、農地を効率的に利用することができない場合
のいずれにも該当しないと思われます。
以上、説明を終わります。

議長 この件については、藤田委員と川内推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、
藤田委員、報告をお願いします。

藤田委員 4月8日、川内推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、神揚公民館の北東側にある農地です。所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方

は挙手願います。質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

議案第14号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

議長 次に農地法第4条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明お願いします。

事務局 それでは、議案第15号について説明いたします。
5ページをご覧ください。
申請人は資料のとおりです。
土地の所在は資料をご確認ください。
熊本県からの農地法第4条許可申請書を受けずに転用をしてしまった、違反転用の案件になりますので顛末書を添付し、熊本県には上程いたします。
地目は田で、面積は454m²です。
申請理由としては、水田として管理する者がいなくなり、耕作放棄地として近隣農家に迷惑をかけないためにクヌギを植林し、山林に転用して管理していきたいとのことです。
場所については、6ページをご覧ください。神揚公民館の北東側に位置します。
また、7ページには現地の写真を載せておりますので参考としてください。
申請地は農用地区域外の第2種農地です。

第2種農地と判断する理由は、運用第2-1(1)の力の
(ア)に該当する中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるためです。

農地法第4条第6項及び農地法規則に農地等の転用の許可は、次のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

- ①農用地区域内にある農用地又は採草放牧地である場合。
- ②農用地区域内にある農用地又は採草放牧地以外で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えているとして政令で定めている場合。
- ③当該申請農地以外の土地を供することができる場合。
- ④申請目的の実現に必要な資力及び信用がない場合。
- ⑤農地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意がない場合。
- ⑥申請に係る用途に供する見込みがない場合。
- ⑦土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合。
- ⑧農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。
- ⑨周辺の農用地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。
- ⑩農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、又は政令で農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると定められている場合。
- ⑪仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために農地を農地以外のものにしようとする場合において、利用後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められない

い場合。

以上のいずれにも該当していないため、適切であると思われます。

説明は以上です。

議長 この件についても、藤田委員と川内推進委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について、藤田委員に報告をお願いします。

藤田委員 4月8日、事務局、川内推進委員と共に現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、神揚公民館の北東側に位置しています。調査の結果、すでに申請地は転用のための工事が終了しておりました。
申請地は山に面し、転用規模も小さいので周辺農地への影響は少なく、転用することに問題はないと思われます。
以上、報告致します。

議長 ありがとうございました。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第15号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

では次に、議案第16号農地利用集積計画についてを上程いたしますが、今回から、農業経営基盤強化促進法が改正されたために相対での賃貸借契約が廃止になり、農地中間管理機構を通す利用権設定のみとなります。

今回の上程の8件の内、番号3から番号8までの農地利用集積計画と、次に議案として上程する農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の意見については●●委員が当事者となられておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定されている議事参与の制限により、当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

まず、●●委員が当事者となっておられない、番号1及び2の説明から事務局にお願いします。

事務局

説明します。

8ページをご覧ください。番号1についてです。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、湯山字美所尾にある農地1筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は910m²です。

場所については、11ページの青枠部分をご覧ください。

旧湯山小学校の南東側に位置します。

8ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、全部で10,000円です。

次に番号2についてです。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、湯山字下笠振にある農地 1 筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は 3,668 m² の内の 1,230 m² です。

場所については、11 ページの紫斜線部分をご覧ください。
旧湯山小学校の南東側に位置します。

8 ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、全部で 10,000 円です。

以上のとおりですが、

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である、

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理事業規定に適合するものであること。
- ② 賃貸借の設定等を受けた後において次に掲げる要件の全てを備えることとなること。
 - イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ③ 賃貸借の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。
 - イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。
 - ロ. その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業

に常時従事すると認められること。

以上の各要件を満たしていると思われます。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16番号1、2については、計画のとおり意見決定します

引き続き、議案第16号農地利用集積計画についてを上程いたしますが、議事参与により、●●委員におかれましては、ここで一旦、退席をお願いします。

(退席)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。

番号3です。借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字宮田にある農地1筆、上里坊にある農地2筆の合計3筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は合計2,956m²です。場所については、12ページの赤枠部分をご覧ください。

里坊公民館の周辺に点在します。8ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、宮田の農地が10aあたり15,000円。上里坊の農地10aあたり5,000円です。

次に番号4についてです。9ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字小園にある農地3筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は合計5,718m²です。

場所については、12ページの青枠部分をご覧ください。

里坊公民館の南側に位置します。9ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借権の新規設定で、契約期間は5年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kgで10袋です。

次に、番号5です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字上七代にある農地1筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は772m²です。

場所については、12ページの紫枠部分をご覧ください。

里坊公民館の北東に位置します。

9ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。
経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kgで1袋です。

次に番号 6 についてです。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字上七代にある農地 1 筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は 1,219 m²です。

場所については、12 ページのピンク枠部分をご覧ください。

里坊公民館の北東側に位置します。

9 ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米 30 kg で 2 袋です。

次に番号 7 についてです。10 ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字宮田にある農地 3 筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は合計 2,601 m²です。

場所については、13 ページの赤枠部分をご覧ください。

宮田公民館の南西側に位置します。

10 ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借権の新規設定で、契約期間は 10 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、金納で 10a あたり 13,000 円です。

次に番号 8 についてです。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字小園にある農地 2 筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は合計 545 m²です。
場所については、12ページの緑枠部分をご覧ください。里坊公民館の南東側に位置します。
10ページにお戻りください。
申請理由は、使用賃借権の新規設定で、契約期間は10年です。
経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、使用賃借なので0円です。

以上のとおりありますが、先ほど説明をいたしました各要件を満たしていると思われます。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第16番号3~8については、計画のとおり意見決定します。

次に、議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の意見についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。今回は新規が1件で出ております。
●●●●さんです。前経営者である●●●●さんが農業者年

金の特例付加年金を受給することに伴い経営委譲受けた
め、●●さんが新規で申請されました。

営農類型は、水稻、栗、栗の苗木、作業受託です。現在は、
水稻が作付面積 400a、生産量が 20,000 kgですが、目標は、
現状維持です。栗については、作付面積が 120a、生産量が 34
00 kgで、こちらも現状維持とします。

栗の苗木については、作付面積が 2a、生産量が 300 本です
で、経営面積を 5a に増やし、生産量も 750 本に増やします。
作業受託については、現状が 300a ですが、目標は 400a
に増やします。

農業所得ですが、水稻の現状は 1,710,000 円ですが、単収 48
0 kg、所得率 40%で計算して 2,530,000 円まで増やすことを
目標としています。

栗については、現状が 680,000 円のところ、単収 300kg、所
得率 40%で計算して 1,440,000 円とします。

続いて栗の苗木ですが、現状の 40,000 円を単収 1,500 本、単
価 600 円、所得率 40%で計算して 180,000 円とします。

作業受託は、現状 1,870,000 円のところ、目標は 2,400,000
円とします。

労働時間としましては、現在 2400 時間ですが、作業の効率化
を図り、2,300 時間とします。

生産方法・経営管理の合理化の目的ですが、現在は複式簿記
記帳を導入していますが、記帳代行の導入を図ります。

農業従事の態様等の改善目標ですが、交代制での連休の導入
を図り、また、耕作条件のよい農地を農業委員会をから斡旋
してもらい、経営面積を拡大していきます。

説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、何か意見はありませんか。

(意見、意義なし)

全員賛成でございますので、議案第 17 については、計画の
とおり意見決定します。

●●委員の入室・着席を許可します。

(入室・着席)

●●委員に申し上げます。議案第16号番号3～8及び議案第17号については、適切であると決定したことを報告します。

次に、議案第18号、令和7年度最適化目標の設定等についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

説明します。

農業委員会等に関する法律第7条により、農業委員会は農地等の最適化の推進に関する目標を定めるように努め、定めた場合は、遅延なく、これを公表しなければならないとあります。

水上村農業委員会も目標を定め、熊本県農業会議を通して公表をする予定です。

15ページをご覧ください。

「I 農業委員会の状況」については、実情の定員数や農地面積を集計データを元に打ち出しております。

次に16ページをご覧ください。

「II 最適化の目標」についてです。

まず、農地の集積ですが、現在、水上村内の農地面積349haの内3月31日現在での担い手への集積面積は105haであり、集積率は30.1%です。令和11年までに、集積率80%を達成するには、残り5年で毎年35ha集積しなければならず、今年度も35ha集積し、年度末の目標集積面積140ha、目標集積率は40.1%になります。

次に、遊休農地の解消についてです。

現在 1 号遊休農地は 4ha あり、内、緑区分が 3ha、黄色区分が 1ha です。今年度の緑区分の遊休農地の解消目標面積が 0.6ha になります。

イの新規発生の遊休農地はございませんので、こちらは 0ha となります。

次に 17 ページの新規参入の促進についてです。

- ① の現状及び課題ですが、令和 4 年と 5 年度の新規参入者はおらず、高齢化に伴い、離農者の更なる増加が今後も見込まれることが課題となっております。なお、令和 6 年度は 1 名が新規参入をされました。
- ② の権利移動面積についてですが、令和 6 年度に農地法第 3 条において農地の権利移動がなされた農地は 3ha であり、過去 3 年間の平均は 3ha でした。

最後に「最適化活動の活動目標」ですが、農業委員会活動として一人あたり月平均 10 日を活動日誌の提出目標とします。農地パトロールも例年どおり行い、新規参入者への相談も常時行っていく予定です。

また、認定新規就農者の相談は 1 件あり、来週中に新規就農の協議をする予定です。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の事務局の説明について、何か意見はありませんか。

(意見、意義なし)

全員賛成でございますので、議案第 18 号については、計画のとおり意見決定します。

(14 時 10 分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 松田一洋

署名委員 藤原珠美

議長 次に農業委員会報告第6号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約について事務局より報告をお願いします。

事務局 説明いたします。
18ページをご覧ください。
番号1です。
貸付人及び借受人は資料のとおりです。
土地の所在は湯山字中覚井にある農地5筆です。
利用権設定日は令和6年5月14日、合意解約日は令和7年3月6日、土地の引き渡し日は令和7年3月6日です。
場所については、19ページの赤枠部分をご覧ください。湯山覚井公民館の東に位置します。
こちらは、来月以降の農業委員会総会ほど農地利用集積計画で上程する農地となっており、新たな賃貸借契約を結ぶために合意解約するものです。

次に番号2です。
貸付人及び借受人は資料のとおりです。
土地の所在は岩野字湯ノ野にある農地1筆です。
利用権設定日は令和6年12月7日、合意解約日は令和7年

3月11日、土地の引き渡し日は令和7年3月31日です。場所については、20ページの赤枠部分をご覧ください。高澄公民館の南西に位置します。

こちらも、来月以降の農業委員会総会において農地利用集積計画で上程する農地となっており、新たな賃貸借契約を結ぶために合意解約するものです。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

最後に報告第7号、農地相談案件を紹介します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。
相談者は多良木町在住の方です。土地の所在は湯山字松ヶ野にある農地2筆で、相談内容は、今後、自分で耕作していくことは難しいので、来年度に向け水上村の平均的な賃借料で借りてくれる耕作者を探しているとのことです。2筆の内1筆は未相続登記の農地とのことです、速やかに相続登記をすることでした。農業委員会活動を通して、農地集積にご協力をお願いします。

議長 提案した議案は以上のとおりでありますので、第4回農業委員会総会を閉会します。